

業務分掌規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下「本連盟」という。）の運営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

第2章 組織および業務分掌

(組織)

第2条 本連盟は、次の(1)、(2)の組織単位を置き、(3)の組織単位を置くことができる。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 専門委員会

(組織図)

第3条 本連盟の組織は、別紙組織図のとおりとする。

第3章 職位および権限

(理事の役割)

第4条 理事は、法令、定款、諸規程並びに評議員会及び理事会の決定事項等（以下「法令等」という。）を遵守し、誠実に職務を執行して、定款第3条に規定する当法人の目的の実現に貢献しなければならない。

(理事の職務)

- 第5条 理事は、理事会を組織し、法令等の定めるところにより、本連盟の業務の執行に参画するものとする。
- 2 理事は、理事会に出席することを旨とし、やむを得ず理事会に出席できない場合には、その理由を具体的に書面に記載して提出しなければならない。
 - 3 加盟団体又は準加盟団体から推薦を受けて選出された理事は、本連盟の財務に寄与する寄付金収入、広告宣伝収入、協賛金収入等を得ることに、鋭意、努めなければならない。

(会長の職務)

第6条 会長は、当法人を代表し、正会員総会および理事会の議長となるほか、法令、定款、評議員会、理事会の決定に基づき、当法人の業務を総括する。

(副会長、専務理事の職務)

第7条 副会長（名誉職を除く）、専務理事は、会長を補佐するとともに、理事会で委任する担当業務を行う。

(代行順序の決定)

第8条 会長が事故その他の理由により不在となった場合、定款第35条に基づき、あらかじめ定められた順位に従い、副会長または専務理事がその職務を代行する。

(評議員会の構成と業務)

- 第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、定款第24条に示される事項を決議する。
 - 3 評議員会の運営・業務その他必要な事項は、定款に示す事項による。

(理事会の構成と業務)

- 第10条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 2 理事会は、定款第43条に示される事項を決議する
 - 3 理事会の運営・業務その他必要な事項は、定款に示す事項による。

(専門委員会)

第11条 定款第48条に定める通り、事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができる。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和4年9月4日から施行する。
この規程の改正は、令和7年6月2日とする。

別表：組織図

(一財) 日本フットサル連盟 / 2025年度・2026年度委員会構成

